

## 廃止・変更届出書、欠格要件該当届出書の添付書類について

（積替え保管を除く産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業用）

（表 1） 産業廃棄物処理業変更届出書添付書類

変更事項	添付書類
1 個人の氏名	(1) 住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては住民基本台帳法に規定する国籍等の記載のあるものに限る。以下本表中において同じ。） (2) 誓約書（要領様式第 2 1 号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
2 個人の住所	(1) 住民票の写し（移転でない場合は、住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認できる証明書） (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第 2 0 号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
3 法人の名称	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（名称を変更したことが確認できるものに限る。） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
4 法人の本店住所	(1) 登記事項証明書（移転でない場合は、登記事項証明書又は住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認できる証明書） (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第 2 0 号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
5 事業所及び事業場の所在地	(1) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第 2 0 号） (2) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
6 法人の役員及び政令 使用人	(1) 登記事項証明書（就任、退任日等が確認できるものに限る。） (2) 登記事項証明書に記載のない者については、就任又は退任の記載のある議事録の写し等 (3) 政令使用人については、組織図 (4) 住民票の写し（従前から引き続きの者は除く。） (5) 誓約書（要領様式第 2 1 号）（従前から引き続きの者は除く。）

		(6) 役員新旧一覧表（要領様式第32号） (7) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
7	発行済株式総額の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資者	(1) 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書 (2) 誓約書（要領様式第21号） (3) 株主・出資者一覧表（要領様式第33号） (4) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
8	法定代理人（法定代理人が個人である場合）	(1) 住民票の写し (2) 誓約書（要領様式第21号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
9	法定代理人（法定代理人が法人の場合）	(1) 登記事項証明書 (2) 誓約書（要領様式第21号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
10	法定代理人の役員（法定代理人が法人の場合）	(1) 登記事項証明書 (2) 住民票の写し (3) 誓約書（要領様式第21号） (4) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
事業の用に供する施設	11 運搬車両	(1) 運搬車両一覧表（要領様式第11号） (2) 自動車検査証の写し（新たに届出する車両に限る。） (3) 車両の写真（要領様式第14号）（新たに届出する車両に限る。） (4) 自動車検査証で使用権原が確認できない車両については、使用権原を証する書類（新たに届出する車両に限る。） (5) 当該産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
	12 運搬船舶	(1) 船舶一覧表（要領様式第12号） (2) 船舶国籍証書の写し（新たに届出する船舶に限る。） (3) 船舶検査証書の写し（新たに届出する船舶に限る。） (4) 船舶の写真（要領様式第14号）（新たに届出する船舶に限る。） (5) 傭船契約書の写し（自社船の場合は除く。） (6) 当該産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
	13 駐車施設	(1) 車庫の案内図及び配置図（要領様式第15号） (2) 自らの所有地の場合、土地の登記事項証明書。それ以外の場合は賃貸借契約書の写し等使用権原が確認できる書類 (3) 当該産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

1 4 上記以外の事業の用に供する施設	(1) 事業用地内の配置図 (2) 変更した施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等 (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し (4) その他市長が必要と認める書類
---------------------	---

(表2) 産業廃棄物処理業廃止届及び欠格要件該当届添付書類

届出事項	添付書類
1 廃止届	(1) 当該産業廃棄物処理業の許可証
2 欠格要件該当届出	(1) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し

廃止しようとする業の許可証を亡失（文字が判読できない程度に損傷し、又は、汚損した場合を含む。）した場合は、当該許可証に代えて、届出者が個人の場合は住民票の写し及び印鑑証明書、法人の場合は登記事項証明書及び印鑑証明書をもって代えることが出来る。

注)

- 1 要件ごとに以下の届出書様式が必要です。
  - (1) 産業廃棄物処理業・・・様式第11号（規則第10条の10関係）
  - (2) 特別管理産業廃棄物処理業・・・様式第17号（規則第10条の23関係）
  - (3) 欠格要件該当届出・・・第6号様式の3（法第14条5項第2号関係）
- 2 廃止・変更届出書に係る書類は、正・副2部作成し、提出してください。  
廃止・変更届出書は郵送でも受け付けますが、必ず副本返送用封筒（返信用の切手のはつてあるもの）を同封してください。
- 3 添付書類のうち、住民票及び法人の登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のもの、土地の登記事項証明書は発行後6ヶ月以内のものがが必要です。
- 4 副本は、受付印を押してお返ししますので、大切に保管してください。
- 5 住所、氏名又は名称及び代表者の変更の場合などは、許可証を書換えます。なお、許可証の書換えには2～4週間かかります。  
 新しい許可証は郵送もできますので、ご希望の方はA4版の入る返信用封筒に460円分の切手を貼り、宛先を記入して持参又は同封してください。（変更届を郵送で提出される場合、副本返送用と許可証郵送用の封筒は別にご用意ください。）また、行政書士あての場合は許可証受領の委任状が必要です。

**送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 環境局廃棄物指導課**